

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第16号

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和48年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(回数駐車券の発行等) 第6条の2 市長は、使用者の利便を図るため、 回数駐車券を発行することができる。	(回数駐車券の発行等) 第6条の2 市長は、使用者の利便を図るため、 <u>宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場及びパルティセ</u> <u>と駐車場については、回数駐車券を発行するこ</u> <u>とができる。</u>
<u>2 回数駐車券は、宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車</u> <u>場、東横山駐車場及びパルティセと駐車場に限</u> <u>り使用することができる。</u>	
<u>3 <省略></u> (料金の徴収) 第6条の3 <省略> <u>(料金の不徴収)</u>	<u>2 <省略></u> (料金の徴収) 第6条の3 <省略>
第6条の4 <u>次の各号のいずれかに該当する自動</u> <u>車を駐車させる場合においては、料金を徴収し</u> <u>ない。</u> (1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u> <u>第39条第1項に規定する緊急自動車</u> (2) <u>国又は地方公共団体の職員が防疫活動その</u> <u>他の緊急を要する公務を行うため使用する自</u> <u>動車</u>	

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不徴収
とすることが適当であると認める自動車

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の3の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。